

令和3年1月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間をしているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

河井克行衆議院議員の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名及び抗告審の決定の日付が書いてある文書（既済事件一覧表の抜粋）

2 苦情の申出がされた日

令和2年12月11日付け（同月14日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第 55 号

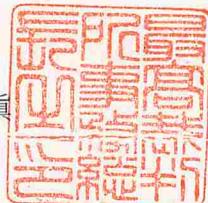
令和 3 年 1 月 20 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和 2 年 10 月 29 日付で東京高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

河井克行衆議院議員の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名及び抗告審の決定の日付が書いてある文書（既済事件一覧表の抜粋）

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第131号

令和3年1月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

河井克行衆議院議員の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名及び抗告審
の決定の日付が書いてある文書（既済事件一覧表の抜粋）

2 苦情の申出がされた日

令和2年12月14日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（情）謝問第22号

(2) 謝問日

令和3年1月20日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第132号

令和3年1月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第22号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年1月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中村

慎



理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「河井克行衆議院議員が勾留されていることは公知の事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない。」旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

河井克行衆議院議員の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名及び抗告審の決定の日付が書いてある文書（既済事件一覧表の抜粋）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和2年10月29日付で、1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、特定人の保釈請求等の事実の有無が公になる。この情報は、法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

この点について、苦情申出人は、当該特定人が勾留されていることは公知の

事実であるから、法第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。

しかし、特定の刑事事件に関する個人の氏名等の情報が新聞等で報道され、
そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、
これはあくまでも報道機関がした取材結果に基づき、当該報道機関の報道に関する
方針等に沿ってそれぞれ報道されたにとどまるから、そのことをもって、
当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが
予定されている情報」に相当することになるとはいえない。

(2) よって、原判断は相当である。